

埼玉県東部地域保健医療協議会  
東部（南）保健医療圏在宅医療部会設置要領

1 設置目的

埼玉県東部地域保健医療協議会（以下「協議会」という。）は、東部（南）保健医療圏の在宅医療を推進することを目的として、埼玉県東部地域保健医療協議会要綱第8条の規定に基づき、「埼玉県東部地域保健医療協議会東部（南）保健医療圏在宅医療部会」（以下「在宅医療部会」という。）を設置する。

2 業務

在宅医療部会は、埼玉県東部（南）保健医療圏（草加市、八潮市、三郷市、吉川市）における在宅医療の推進に必要な検討を行う。

3 組織

- (1) 在宅医療部会の構成員は、協議会会長（以下「会長」という。）が協議会委員の中から指名した者とする。また、会長が必要と認める場合は、協議会委員以外の者を加えることができる。
- (2) 在宅医療部会には部会長を置くこととし、部会長は、在宅医療部会を招集し、その議長となる。
- (3) 部会長は、会長又は会長が指名する者とする。
- (4) 部会長は、在宅医療部会終了後、その内容を速やかに会長に報告するものとする。

4 任期

- (1) 構成員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- (2) 補欠により選任された構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 庶務

在宅医療部会の庶務は、草加保健所に設ける事務局において処理するものとする。

附則

- 1 この要領は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 構成員の選任等に係る在宅医療部会の庶務及びその他部会の円滑な実施のために必要な措置は、この要領の施行の日前においても行うことができるものとする。